コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE　　JASTEC Co., Ltd.

最終更新日：2015年3月3日
株式会社ジャステック
代表取締役社長　中谷　昇
問合せ先：総務経理本部本部長　市田　行雄
証券コード：9717
http://www.jastec.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、株主重視の考え方に立ち株主価値を高めるため、特に経営の透明性の確保および適時適切な情報開示に取り組み、コーポレート・ガバナンスの強化を図っていく方針であります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
神山茂	2,929,900	16.02
有限会社サスヤマ	1,200,000	6.56
ジャステック従業員持株会	967,294	5.28
東京海上日動火災保険株式会社	593,280	3.24
第一生命保険株式会社	550,000	3.00
日本生命保険相互会社	402,480	2.20
太田忠雄	220,000	1.20
市田行雄	220,000	1.20
柴山泰生	220,000	1.20
木田孝三	220,000	1.20

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	11 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任していない
指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役は、会計監査人の四半期決算および期末決算の監査に係る関連各部署責任者への監査結果報告会に出席するとともに、会計監査人からの監査状況の報告連絡会等において、意見交換を実施している。

監査役は、監査室の内部監査結果の報告を受け、適時、意見交換を実施している。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
竹田　正人	他の会社の出身者													
永島 豊	公認会計士													
松本 実	公認会計士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
竹田　正人	○	SBSホールディングス株式会社社外監査役を兼務	他社の経理部門および監査役の実務経験から の助言監視を期待。
永島 豊	○	公認会計士永島会計事務所所長 監査法人ベリタス代表社員	公認会計士の立場からの助言監視を期待。
松本 実	○	松本実公認会計士事務所所長 三信電気株式会社社外監査役を兼務	公認会計士の立場からの助言監視を期待。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社は、これからの会社の発展を支えていく取締役および有能な従業員に、会社の業績向上に対するインセンティブを付与し、資産形成の一助と
するため、株主総会の承認を得て税制適格ストックオプションを発行しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明 更新

当社は、これからの会社の発展を支えていく取締役および有能な従業員に、会社の業績向上に対するインセンティブを付与し、資産形成の一助と
するため、株主総会の承認を得て税制適格ストックオプションを発行しており、平成12年以降13回発行いたしました。
なお、権利確定前の未確定残株数および権利確定後の未行使残株数の合計は516．8千株です。（うち取締役は3名、129千株）

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

全取締役の総額を開示

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の固定報酬につきましては、世間の水準、経営内容および従業員給与等とのバランスを考慮して、株主総会で決議いただいた取締役の報
酬総額の限度内において、取締役会で決定しております。また、監査役の固定報酬につきましては、同様にして、株主総会で決議いただいた監査
役の報酬総額の限度内において監査役の協議で決定しております。
取締役の役員賞与につきましては、業績連動賞与のみを支給することとしております。これにより、取締役の報酬の一部が業績に連動することになり、業績および企業価値の向上に対する取締役の経営責任が一層明確になります。また、監査役につきましては、監査役報酬全額を固定報酬とすることとしております。
[取締役の業績連動賞与の算定方法]
当社は、従業員に対して、定期賞与とは別に、期初に策定した事業計画（年度予算）で設定した経常利益額および経常利益率の達成状況に応じて当該計画値を超える相当額を利益還元賞与として支給する業績賞与制度を有しております。当該業績賞与の支給月数は取締役会にて決定し

ておりますが、取締役の業績連動賞与は、これに準じて、相当月数を支給するものです。
・各取締役の業績連動賞与＝役員報酬月額 × 業績連動賞与の月数
ただし、取締役の業績連動賞与の上限を取締役報酬月額の6ヶ月相当といたします。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

1. 当社は、現在、監査役の職務を補助する使用人は設置しておりませんが、
監査役の要請に基づいて監査役の職務補助のための監査役付使用人を置くこととします。
2. 当該使用人の任命、異動等人事権に係る事項については、監査役会の事前の同意を得て、
取締役会が決定することとします。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

・執行役員制度を導入し、「取締役会の経営に関する意思決定機能、業務遂行に対する監視監督機能およびその責任」と「執行役員の業務執行機能とその責任」との区別を明確化している。
・代表取締役社長直轄の「監査室」を設置し、業務執行ラインとは異なる立場で、会計監査、組織および制度監査、業務監査等を実施し、不正および過誤の防止ならびにそれらの早期発見に努め、
監査結果を代表取締役社長に報告するとともに監査対象部署に改善事項を勧告をしてその改善状況を監視している。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

※現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由を記載してください。

当社における経営執行上の監視・監督は、取締役会のほか社外監査役3名による監査役会が会計監査人や内部監査室との連携の下その任にあたっており、現行の制度で十分ガバナンスが機能していると考えるため、
当社では社外取締役を選任しておりません。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	会計年度を12月1日から11月30日としている。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	第1四半期および第3四半期決算後に各1回、年2回の定期説明会を実施。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	期末および第2四半期決算発表に伴い機関投資家向けに説明会を実施。	あり
IR資料のホームページ掲載	短信、株主通信、IR説明会資料、招集通知、決議通知	
IRに関する部署（担当者）の設置	総務経理本部　経理部長　早田　幸司	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	企業行動憲章に定め会社ホームページに開示
環境保全活動、CSR活動等の実施	ISO14001認証取得、環境報告書を会社ホームページに掲載。 品質マネジメントシステム（ISO9001/CMMI）による品質保証活動の実践。 情報セキュリティマネジメントシステム（ISO/IEC27001、プライバシーマーク）の認証取得
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	企業行動憲章に定め会社ホームページに開示

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法および会社法施行規則に基づいて次のとおり、当社の業務の適正を確保するための体制を整備します。

【1】取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
（会社法第362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第1項第4号）

1．当社は、法令の遵守はもとより広く社会一般から求められている価値観や倫理観に基づいて誠実にかつ責任を持って行動するために、「企業行動憲章」を定めており、この憲章を遵守して企業活動に取り組むこととします。
2．当社は、代表取締役社長を委員長とし、取締役を構成員とする「CSR委員会」を設置しており、コンプライアンス体制の構築と整備およびコンプライアンス状況の監視を行うとともに、コンプライアンスに関する教育や調査を実施し企業倫理および法令遵守の意識の周知徹底を図ることとします。
3．当社は、代表取締役社長直轄の「監査室」を設置しており、業務執行ラインとは異なる立場で会計監査、組織および制度監査、業務監査等を実施し、不正および過誤の防止ならびにそれらの早期発見に努め、監査結果を代表取締役社長に報告するとともに、監査対象部署に改善事項を勧告してその改善状況を監視することとします。
4．当社は、「企業行動憲章」において、『良き企業市民として、会社の発展に貢献するとともに、広く社会に眼を開き、企業の行動が社会常識から逸脱しないよう常に注意を払い、政治および行政との適切な関係を保つ。』と、会社の内外に向けて宣言しております。
また、「企業行動憲章に基づくコンプライアンス行動指針」において、市民社会の秩序および安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは断固として対決する旨の指針を全社員に周知し、徹底することとします。

【2】取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制（会社法施行規則第100条第1項第1号）

1．当社は、代表取締役社長直轄の「情報セキュリティ管理室」を設置しており、情報セキュリティマネジメントマニュアル等の諸規程等を定め、当社が取り扱うすべての情報資産を適切に保護するための情報セキュリティマネジメントシステムを確立して、情報処理設備およびそこで扱われている情報の不正利用、破壊および滅失の防止ならびに天災等からの保護に努めることとします。
（平成18年3月に「ISMS」の認証を一般財団法人日本品質保証機構より取得しております。）
2．当社は、「個人情報保護コンプライアンスプログラム」を定めており、個人情報の取り扱いについて適切な保護措置を講じる体制を整備し、個人情報の保護に努めることとします。（平成10年9月に「プライバシーマーク」使用の認証を一般社団法人情報サービス産業協会より取得しております。）
3．当社は、法令に基づき備置および公示義務のある書類をはじめ、会社経営および業務執行に係る重要文書の保存およびその管理を適正かつ円滑に行うことを目的として、「情報センター」を設置しており、「情報センター運営規則」を定め、重要文書の登録、保存および閲覧等に関する取り扱いを一元的に管理することとします。

【3】損失の危険の管理に関する規程その他の体制（会社法施行規則第100条第1項第2号）

1．当社は、取締役会規程、組織規程、業務分掌規程および職務権限規程をはじめとする諸規程において、職務権限および決定に関する所定の手続きを定め、取締役会、代表取締役社長または執行役員の責任と権限を明確にし、業務を執行することとします。
2．当社は、代表取締役社長直轄の「予算編成委員会」を設置しており、各部署の業務計画に対する進捗状況、予測状況およびそれらの推移に係る予算統制を執行し取締役会へ報告することとします。
3．当社は、代表取締役社長直轄の「監査室」を設置しており、不正および過誤の防止ならびにそれらの早期発見に努めることとします。
4．当社は、次の国際標準のマネジメント要件を具備したマネジメントおよびそのリスクに対処するシステムを構築しており、継続的かつ実践的な運用を行うこととします。
（1）情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）
（2）品質マネジメントシステム（ISO9001，CMMI）
（3）環境マネジメントシステム（ISO14001）

5．当社は、企業集団の全般的な取り組みとして、リスク管理の基本方針を定め、当社および企業集団の業務に係るリスクの識別と対処についての包括的なシステムを構築し、事業の継続を確保するための体制を整備することとします。

【4】取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第1項第3号）

1．当社は、中長期事業計画、予算および経営課題等に関する重要な経営情報の共有化を図る一方、使用人からの提案制度に基づく経営への提言機会を設けるとともに、能力主義の具現化および人事評価の公平性を保つため、人事評価プロセスの明確化および評価結果の公表等を行っており、経営全般に関する透明度を高め、社内の組織的および人的牽制機能を確立し効率的な職務執行を実践することとします。
2．当社は、毎月開催する定例取締役会において、各部署の業務計画に対する進捗状況および決算期時点における予測状況ならびにそれらの推移について報告を求めており、取締役全員が問題の所在を共有化して対策できる環境を整備し、その充実を図ることとします。
3．当社は、執行役員制度を導入しており、「取締役会の経営に関する意思決定機能、業務執行に対する監視監督機能およびその責任」と「執行役員の業務執行機能とその責任」との区分を明確化することとします。

【5】当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制（会社法施行規則第100条第1項第5号）

1．当社は、企業集団各社の各国におけるCSRならびに経営理念および基本戦略を尊重するとともに、業務の執行が法令および定款に適合することを確保するための諸施策ならびに企業集団としての業務の適正と効率性を確保するために必要な規範および規則を整備することとします。
2．企業集団各社の業務執行を監督する取締役および業務執行を担当する執行役員は、それぞれの職務分掌に従い、企業集団各社が適切な内部統制システムに関する体制ならびに職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制の整備を行えるよう指導することとします。
3．代表取締役社長直轄の「監査室」は、企業集団の業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保するために業務監査を実施または統括し、不正および過誤の防止ならびにそれらの早期発見に努め、監査結果を代表取締役社長に報告するとともに、監査対象部署に改善事項を勧

告してその改善状況を監視することとします。
4. 監査役が、企業集団の連結経営に対応した企業集団全体の監視および監査を実効的かつ適正に行えるよう、監査役と会計監査人および監査
室との緊密な連携体制を構築することとします。

【6】監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項（会社法施行規則第100条第3項第1号）

1. 当社は、現在、監査役の職務を補助する使用人は設置しておりませんが、監査役の要請に基づいて監査役の職務補助のための監査役付使用人を置くこととします。
2. 当該使用人の任命、異動等人事権に係る事項については、監査役会の事前の同意を得て、取締役会が決定することとします。

【7】前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項（会社法施行規則第100条第3項第2号）

1. 必要に応じて監査役付使用人を置く場合、当該使用人は、業務執行上の指揮命令系統には属さず、監査役の指揮命令に従うものとします。
2. 当該使用人の人事考課等については、監査役会の評価に基づいて監査役会の同意を得て取締役会が決定することとします。

【8】取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制（会社法施行規則第100条第3項第3号）

1. 会社は、毎月開催する定例取締役会において、監査役の出席を得て、各部署の業務計画に対する進捗状況および事業年度末時点における予測状況ならびにそれらの推移を報告することとしており、必要に応じ、取締役および使用人の職務執行について意見交換を実施することとします。
2. 監査役は、「情報センター」に保存管理されている会社経営および業務執行に係る重要文書について、独自の判断に基づき随時閲覧可能となっており、必要な場合には、取締役および使用人に説明を求めることができることとします。

【9】その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第3項第4号）

1. 監査役は、必要に応じて会計監査人および顧問弁護士等の意見を求め、また、監査室の内部監査結果の報告を受け、適時、意見交換を実施することができることとします。
2. 監査役は、会計監査人の四半期決算および期末決算の監査に係る関連各部署責任者への監査結果報告会に出席するとともに、会計監査人からの監査状況の報告連絡会等において、意見交換を実施できることとします。

以上

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「企業行動憲章」において、『良き企業市民として、会社の発展に貢献するとともに、広く社会に眼を開き、企業の行動が社会常識から逸脱しないよう常に注意を払い、政治および行政との適切な関係を保つ。』と、会社の内外に向けて宣言しております。
また、「企業行動憲章に基づくコンプライアンス行動指針」において、市民社会の秩序および安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは断固として対決する旨の指針を全社員に周知し、徹底することとします。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

内部統制の体制図

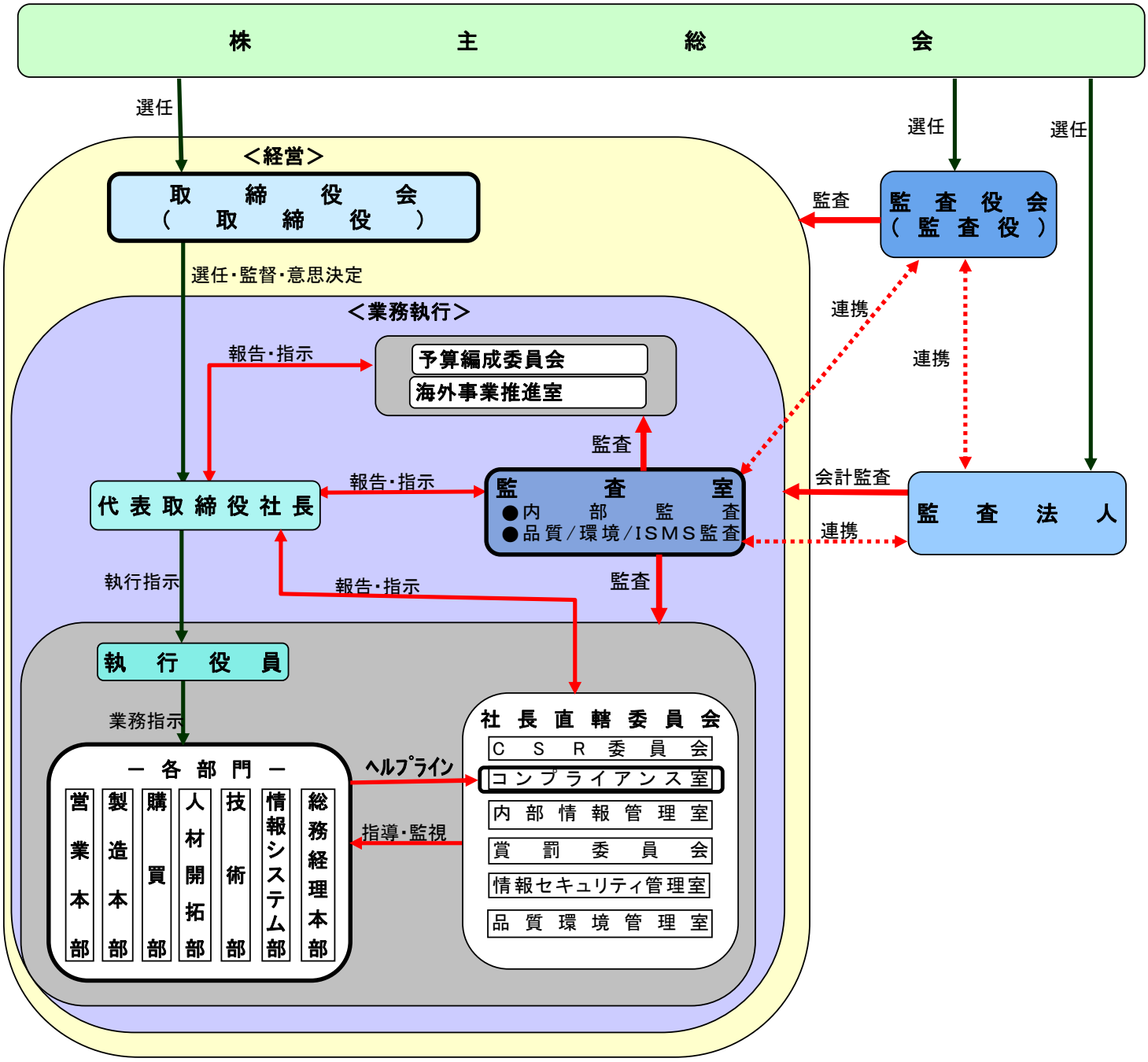
株主総会
選任
選任
選任
＜経営＞
取締役会
（取締役）
監査
監査役会
（監査役）
選任・監督・意思決定
連携
連携
＜業務執行＞
報告・指示
予算編成委員会
海外事業推進室
監査
報告・指示
代表取締役社長
監査室
●内部監査
●品質/環境/ISMS監査
会計監査
監査法人
連携
執行指示
報告・指示
監査
執行役員
業務指示
社長直轄委員会
CSR委員会
コンプライアンス室
内部情報管理室
賞罰委員会
情報セキュリティ管理室
品質環境管理室
ヘルプライン
指導・監視
－各部門－
営業本部
製造本部
購買部
人材開拓部
技術部
情報システム部
総務経理本部

適 時 開 示 体 制 の 概 要

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

記

１．重要事実が発生した場合の情報共有化

重要事実が発生した場合、各担当部門の長は、以下の重要な会議にて重要事実を報告し、当該情報を共有化するとともに対策を検討しております。

（重要な会議）

会議名称	頻度	構成員	議長
定時取締役会	毎月	・取締役および監査役	代表取締役社長
部門間会議	隔週	・取締役および常勤監査役 ・各本部の本部長および副本部長 ・各部の部長（製造部部長は除く） ・必要に応じて、製造部部長ならびに各部の部長および課長	代表取締役社長 （予算編成委員会主催）

２．内部情報の管理統括部署

内部情報の管理統括部署は内部情報管理室としており、内部情報の把握、管理および公表などを統括しております。

各部門で内部情報が発生した場合は、各部門の内部情報管理責任者（各部門の長）が、内部情報管理室へ届出を行い、内部情報管理室は「会社情報適時開示ガイドブック」および「金融商品取引法」などを参考に、適時、適切な開示を行っております。

３．内部監査、監査役監査

当社は、代表取締役社長直轄の監査室を設置し、業務執行ラインとは異なる立場で、社内各部署における業務執行の状況を監査し、不正および過誤の防止ならびにそれらの早期発見に努めております。

また、監査役は、監査室の監査計画による監査に連携して、書類監査および実地監査を実施しております。

適時開示に係る社内体制の仕組みを図示いたしますと次のとおりであります。

